

米国におけるバーゼルⅢ最終規則と レバレッジ規制に関する新たな提案

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 米国の連邦銀行当局は 2013 年 7 月、銀行組織を対象にバーゼルⅢを適用する規制資本ルール最終規則を公表した。連結総資産 2,500 億ドル以上等の先進的手法の適用が求められる銀行は 2014 年 1 月 1 日から、それ以外の標準的手法を適用する銀行は 2015 年 1 月 1 日から段階的に適用が始まる。
2. 最終規則はバーゼルⅢテキストに加えて、ドッド・フランク法の規定も考慮している。その結果、同法が格付会社が付与する外部格付を参照することを禁じているため、最終規則は外部格付を参照していない。また、同法の規定を受けて先進的手法行は、先進的手法ベースの自己資本比率と標準的手法ベースの自己資本比率のうちいずれか低い方を採用することを定めている。さらに、レバレッジ規制については、同法の規定を踏まえてバーゼルⅢベースの追加的レバレッジ比率 3%を先進的手法行に限って適用することを規定している。
3. 一方、連邦銀行当局は、連結総資産 7,000 億ドル以上または顧客資産 10 兆ドル以上の米国の銀行持株会社を対象に、バーゼルⅢベースのレバレッジ規制に対して追加的な資本の上乗せを求める規則案を新たに提案した。対象となる米国 SIFIs に対して、レバレッジ・バッファーとして 2%の上乗せを求め、最低基準と合わせて追加的レバレッジ比率 5%を要求することを提案するものである。
4. 最終規則は概ねバーゼルⅢテキスト通りの内容となっているが、①ドッド・フランク法を踏まえて外部格付を参照していないこと、②先進的手法行であっても標準的手法でリスク・アセットを算定することが必要となること、③その他 Tier1 には CoCo が算入できないこと、④バーゼルⅢベースのレバレッジ比率は先進的手法行のみであることがバーゼルⅢテキストとの主な相違点である。銀行当局は、現時点で最終規則を完全適用しても預金取扱機関の 95%以上は最低基準とバッファーの水準をすでに満たしているとの認識を示すが、今後、バーゼル委員会によるバーゼルⅢのいくつかの見直しがどのように影響するのかを注視する必要がある。

I バーゼルⅢ最終規則とレバレッジ規制の新提案

米国の連邦準備制度理事会（FRB）は 2013 年 7 月 2 日、米国の銀行組織（banking organization）を対象としてバーゼルⅢを適用する規制資本ルール（Regulatory Capital Rule）に関する最終規則（final rule）を全会一致で採択し公表した¹。これは、2012 年 8 月に官報に掲載された規制資本ルールに関する複数の規則提案（notice of proposed rulemaking）を統合し、規則の最終化を図ったものである。最終規則は FRB と通貨監督庁（OCC）との共同規則となっているが、連邦預金保険公社（FDIC）は、7 月 9 日に同じ内容の規則を FDIC の暫定最終規則（interim final rule）として採択し公表している²。最終規則（または暫定最終規則）が公表されたことによって米国がバーゼルⅢを導入することが明らかになった。

最終規則は、連結総資産 2,500 億ドル以上といった一定の要件を満たすことによって先進的手法（advanced approach）の適用が求められる銀行については 2014 年 1 月 1 日から、それ以外の標準的手法（standardized approach）を適用する銀行は 2015 年 1 月 1 日から段階的に適用を開始することを定めている³。銀行当局は最終規則の中で、現時点で最終規則を適用しても預金取扱機関の 95%以上は完全適用後の最低基準とバッファの水準をすでに満たしているとの認識を示している。

米国の現行の資本規制では、先進的手法に関しては自己資本比率の分母であるリスク・アセットの計測がバーゼルⅡに基づくものとなっているが、標準的手法はバーゼルⅠベースで計測されている。最終規則が適用されれば標準的手法についても基本的にはバーゼルⅡベースとなる。なお、金融危機を受けて 2009 年 7 月に策定されたバーゼル規制の市場リスクの枠組みの見直し（バーゼル 2.5）に関しては、すでに 2012 年 8 月 31 日に改定されている。

最終規則は、バーゼル委員会が 2010 年 12 月に策定したバーゼルⅢテキストに加えて、2010 年 7 月に成立したドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下、「ドッド・フランク法」）の規定も考慮している。その最大の特徴は、ドッド・フランク法 939A 条が連邦規制当局による各種規則の中で信用格付を参照することを禁じていることを受けて、格付会社が発行する外部格付を参照していないことである。バーゼル委員会は金融危機後に明らかになった外部格付依存の問題を認識しているが、バーゼル規制では外部格付の参照が引続き認められていることから、外部格付を利用しない米国の

¹ Office of the Comptroller of the Currency, 12 CFR Parts 3, 5, 6, 165, and 167, Docket ID OCC-2012-0008, RIN 1557-AD46 Federal Reserve System, 12 CFR Parts 208, 217, and 225, Regulations H, Q, and Y, Docket No. R-1442, RIN 7100-AD 87, “Regulatory Capital Rules: Regulatory Capital, Implementation of Basel III, Capital Adequacy, Transition Provisions, Prompt Corrective Action, Standardized Approach for Risk-weighted Assets, Market Discipline and Disclosure Requirements, Advanced Approaches Risk-Based Capital Rule, and Market Risk Capital Rule,” Final Rule (<http://www.federalreserve.gov/bcreg20130702a.pdf>).

² OCC は 7 月 9 日に規制資本ルールの最終規則を採択している。

³ 具体的には、①連結総資産が 2,500 億ドル以上、②オンバランスの海外向けエクスポージャーが 100 億ドル以上、③先進的手法を適用する預金取扱機関子会社、④先進的手法を適用する銀行持株会社子会社、⑤自ら先進的手法を選択する場合のいずれかの条件を満たす銀行組織は先進的手法の適用が要求される。

リスク・アセットの計測は、外部格付を利用するバーゼル規制とはその点において異なるものとなっている。

最終規則が先進的手法行に対しても標準的手法に基づくリスク・アセットの計測を求めている点もバーゼル規制とは異なる。ドッド・フランク法 171 条(b)(2)が、「一般に適用可能なリスクベース資本規制」(generally applicable risk-based capital requirements)を資本規制のフロアとして設けることを規定していることが背景にある。当該規定を受けて最終規則は、先進的手法行を対象に先進的手法を使って計測した自己資本比率と標準的手法に基づいて計測した自己資本比率のうちいずれか低い方を採用することを求めている。また、同条(b)(1)は、リスクベース資本規制と同様に、「一般に適用可能なレバレッジ資本規制」(generally applicable leverage capital requirements)をレバレッジ規制のフロアとするように求めている。そこで、最終規則は標準的手法行および先進的手法行に対しては FDIC 規則として従来から適用してきたレバレッジ規制を適用するとともに、先進的手法行には追加的レバレッジ比率 (supplementary leverage ratio) として、より厳格なバーゼルⅢベースのレバレッジ規制を求めている。

さらに、ドッド・フランク法 171 条(b)(4)(E)は、FRB の監督レターSR-01-1 の対象となる外国銀行組織 (foreign banking organization) の子会社である銀行持株会社については、2015 年 7 月 21 日までの間はレバレッジ規制やリスクベース資本規制の適用をしない旨を定めている。つまり、その時点以降は外国銀行の銀行持株会社にもレバレッジ規制やリスクベース資本規制が適用されることになる。最終規則は、すべての主要 (top tier) な外国銀行の米国子会社の銀行持株会社を対象に 2015 年 7 月 21 日以降は段階的に適用する方針であることを述べている。

一方、FDIC は 2013 年 7 月 9 日、FRB および OCC との共同提案 (joint notice of proposed rulemaking) を公表し、連結総資産 7,000 億ドル以上または顧客資産 10 兆ドル以上の米国の銀行持株会社を対象に、バーゼルⅢベースのレバレッジ規制に対して追加的な資本の上乗せを求める規則提案を公表した⁴。最終規則では先進的手法行に追加的レバレッジ比率 3%が適用されることが定められており、新たな提案は対象会社にレバレッジ・バッファとして 2%を上乗せし、合計して 5%の追加的レバレッジ比率を要求している。

本稿では、米国銀行当局が公表したバーゼルⅢの適用に関する最終規則とレバレッジ規制に関する新たな提案について、特に先進的手法行にも計測が求められる標準的手法に焦点を当てながら、バーゼルⅢテキストとの比較を含め、その概略を確認することとする⁵。

⁴ Office of the Comptroller of the Currency, 12 CFR Parts 6, Docket ID OCC-2013-0008, RIN 1557-AD69, Federal Reserve System, 12 CFR Parts 208 and 217, Regulation H and Q, Docket No. R-1460, RIN 7100-AD99, and Federal Deposit Insurance Corporation, 12 CFR Part 324, RIN 3064-AE01, “Regulatory Capital Rules: Regulatory Capital, Enhanced Supplementary Leverage Ratio Standards for Certain Bank Holding Companies and their Subsidiary Insured Depository,” Joint Notice of Proposed Rulemaking (http://www.fdic.gov/news/board/2013/2013-07-09_notice_dis_b_res.pdf).

⁵ バーゼルⅢテキストは、Basel Committee on Banking Supervision, “Basel III: A global Regulatory Framework for More Resilient Banks and Banking Systems,” December 2010.を参照。

Ⅱ 自己資本比率、レバレッジ比率の最低基準

最終規則が明らかにした米国のバーゼルⅢは、自己資本比率の最低基準はバーゼルⅢテキストに準拠するものとなっている。一方、レバレッジ規制については標準的手法行と先進的手法行とで扱いを分けており、米国独自の枠組みとなっている。

まず、自己資本比率の最低基準に関しては、バーゼルⅢテキストを踏まえて、標準的手法行、先進的手法行ともにコモンエクイティ Tier1 (CET1) 比率 4.5%、Tier1 比率 6%、総資本比率 8%が求められる。米国の自己資本規制の特徴は、先進的手法行に対しても標準的手法に基づいてリスク・アセットの算定を求めていることである。前述のとおり、ドッド・フランク法 171 条(b)(2)は、一般に適用可能なリスクベース資本規制をフロアーとすることを規定していることから、最終規則は先進的手法行に対して先進的手法を使って計測した自己資本比率と標準的手法に基づいて計測した自己資本比率のうちいずれか低い方を自己資本比率として採用することを求めている。通常、先進的手法よりも標準的手法の方がリスク・アセットは大きくなることが想定されることから、先進的手法行であっても標準的手法で計測された自己資本比率が採用される可能性が高いと考えられる⁶。

また、最終規則はバーゼルⅢテキストを受けて、①資本保全バッファー、②カウンターシクリカル資本バッファーを適用することを規定している。標準的手法行、先進的手法行ともに CET1 で構成される資本保全バッファーが要求される。資本保全バッファーは、バーゼルⅢテキストと同様、リスク・アセット比で 2.5%に設定されており、その水準を下回ると剰余金処分 (capital distribution) および経営幹部の変動賞与 (ボーナス) の支払い (discretionary bonus payments) が制限される。最終規則はバーゼルⅢテキストを踏まえて、資本保全バッファーの水準に応じて支払うことができる留保利益 (retained income) の上限を定めている (図表 1)。

一方、カウンターシクリカル資本バッファーは、先進的手法行のみに適用される⁷。最終規則はその理由として、先進的手法行は一般に他の金融機関との間で相互連関性

図表 1 資本保全バッファーの最大支払比率

資本保全バッファー (リスク・アセット比)	最大支払比率 (適格留保利益比)
2.5%超	制限なし
1.875%~2.5%	60%
1.25%~1.875%	40%
0.625%~1.25%	20%
0.625%以下	0%

(出所) 最終規則より野村資本市場研究所作成

⁶ ただし、先進的手法では CVA (credit valuation adjustment) に係る資本賦課が行われるのに対して、標準的手法では要求されないため、標準的手法に基づくリスク・アセットが常に採用されるとは必ずしも言い切れない。

⁷ ドッド・フランク法 616 条は、銀行持株会社の自己資本規制に関して、経済の拡大期に増加し、経済の後退期に減少するようなカウンターシクリカルな性質を有するように求めている。

(interconnectedness) を有するが、小規模銀行に経済のサイクルに応じた自己資本の調整を要求したとしても金融システムに与える効果は小さく、より高い限界のコストを生じる可能性があることを挙げている。カウンターシクリカル資本バッファは、バーゼルⅢテキストと同様、0%から最大2.5%の幅で必要に応じて設定され、資本保全バッファとあわせた水準を下回ると剰余金処分や経営幹部のボーナスが制限を受ける(図表2)。カウンターシクリカル資本バッファは、バーゼルⅢテキストと同様、民間セクターの信用エクスポージャーを対象に、債務者が所在する法域で決定されるバッファが求められる。最終規則は、米国ではシステミック・リスクの増加を示すマクロ経済、金融、監督に関する多様な情報に基づいてバッファの水準が決定されるとしている⁸。

レバレッジ規制は米国独自の枠組みとなっている。FDICは1985年以降、銀行を対象にTier1資本の総資産(平残)に対する比率で表すレバレッジ規制(Tier1レバレッジ比率)を適用している⁹。そのため、最終規則はすべての銀行組織に対してTier1資本の対連結総資産の比率で示されるレバレッジ比率の最低基準として従来と同様、4%の水準を求めている。その上で、ドッド・フランク法171条(b)(1)が一般に適用可能なレバレッジ資本規制をフローアと規定していることを踏まえて、先進的手法行については、オンバランス資産(四半期の各月末残)に加えてオフバランスのエクスポージャーも考慮したバーゼルⅢベースのレバレッジ比率として、Tier1資本を総レバレッジ・エクスポージャーで除した追加的レバレッジ比率3%を最低基準として求めている。

最終規則は追加的レバレッジ比率の分母となる総レバレッジ・エクスポージャーについて、以下のエクスポージャーを合計したものと定めている。

- ❖ 米国会計基準(U.S. GAAP)に基づく銀行のオンバランス資産のバランスシート価額(Tier1資本から控除されるものを除く)
- ❖ 銀行がカウンターパーティとなっている(または個々のネットィング・セットの)デリバティブ契約のポテンシャル・フューチャー信用エクスポージャー

図表2 資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファの最大支払比率

資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ (リスク・アセット比)	最大支払比率 (適格留保利益比)
2.5%+CCB100%超	制限なし
1.875%+CCB75%~2.5%+CCB100%	60%
1.25%+CCB50%~1.875%+CCB75%	40%
0.625%+CCB25%~1.25%+CCB50%	20%
0.625%+CCB25%以下	0%

(注) CCBはカウンターシクリカル資本バッファの略。
(出所) 最終規則より野村資本市場研究所作成

⁸ 具体的な例として、信用量の対GDP比、多様な資産価格、信用および流動性の拡大・縮小を示すその他の要素、ファンディング・スプレッド、与信条件のサーベイ、CDSの指標、オプションのインプライド・ボラティリティ、システミック・リスク指標が挙げられている。

⁹ FDIC規則のレバレッジ比率は、Tier1資本を総資産で除した比率である。ここでの総資産は、総資産平残から一定の資産(例えば、無形資産や繰延税金資産)を控除したものであり、バーゼルⅢベースとは異なる。

- ❖ 銀行による無条件でキャンセル可能なコミットメントの想定元本の10%
- ❖ 銀行のその他のオフバランスのエクスポージャーの想定元本（除く証券貸付、証券借入、リバース・レポ、デリバティブ、無条件でキャンセル可能なコミットメント）

レバレッジ比率に関してはバーゼル委員会が2013年6月に算定方法の見直しを図る市中協議文書を公表している¹⁰。バーゼルⅢテキストはレポ取引を含む証券金融取引（SFT）については会計上のエクスポージャーを使うこととしていたが、市中協議文書は会計上のネットティングを認めず、グロスのSFT資産をエクスポージャーとして認識することを求めている。米国の総レバレッジ・エクスポージャーは当初のバーゼルⅢテキストに基づくものであり、レポ等については会計上のネットティングが認められている¹¹。今後、バーゼル委員会がレバレッジ比率の算定方法を改定すれば、それに従って最終規則の追加的レバレッジ比率の計測方法は変更される見通しである。

バーゼルⅢテキストは、国際的な合意事項として2013年1月1日の適用開始を定めていたが、すでにその期限は過ぎている。最終規則は、先進的手法行については国際合意から1年遅れとなる2014年1月1日から、標準的手法行はさらにその1年後の2015年1月1日から適用することを規定している。また、最終規則はバーゼルⅢテキストの段階適用とあわせた移行期間を定めており、その結果、国際合意である2019年1月1日のバーゼルⅢ完全適用の期限までに最終規則は完全適用される（図表3）。なお、先進的手法行については、2015年1月1日から標準的手法に基づくリスク・アセットの算定を求める並行適用（parallel run）プロセスが始まる。

また、レバレッジ規制に関しては、オンバランスを対象とするTier1レバレッジ比率は先進的手法行が2014年1月1日から、標準的手法行が2015年1月1日から適用される。一方、先進的手法行を対象に適用される追加的レバレッジ比率は、バーゼルⅢテキストを

図表3 自己資本の最低基準、資本保全バッファの段階適用

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
資本保全バッファ	-	-	0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
CET1比率+資本保全バッファ	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
Tier1比率+資本保全バッファ	5.5%	6.0%	6.625%	7.25%	7.875%	8.5%
総資本比率+資本保全バッファ	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
最大カウンターシクリカル資本バッファ	-	-	0.625%	1.25%	1.875%	2.5%

（注） 網掛けは標準的手法の場合の段階適用。

（出所） 最終規則より野村資本市場研究所作成

¹⁰ Basel Committee on Banking Supervision, “Revised Basel III Leverage Ratio Framework and Disclosure Requirements,” Consultative Document, June 2013.

¹¹ 米国会計基準では、レポおよびリバース・レポから生じた債権債務に関して、①同一のカウンターパーティであること、②契約開始時点で明確に同一の決済日であること、③マスター・ネットティング・アグリーメントの下にあること、④担保資産は振替決済（book entry）形式であり、振替システムのオペレーターまたは証券のカストディアンに記帳されることによって譲渡が行われること等の要件を満たした場合に、会計上のネットティングが認められる（FASB interpretation (FIN) 41）。

踏まえて 2015 年 1 月 1 日に開示が始まり、2018 年 1 月 1 日に適用される予定である。

Ⅲ 自己資本の定義、資本算入の要件

最終規則における自己資本の定義に関しては、概ねバーゼルⅢテキストを踏まえたものとなっているが、その他 Tier1 においてはバーゼルⅢテキストが資本算入を認めるゴーイング・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル（または CoCo）の算入を認めないなど米国独自の内容も含まれている。

1. CET1

CET1 に資本算入が可能な資本商品は、バーゼルⅢテキストと同様、普通株式（common stock）のみである。CET1 に含まれるその他の資本項目としては、普通株式に係る剰余金、内部留保、米国会計基準に基づくその他包括利益累計額（accumulated other comprehensive income; AOCI）、普通株式に係る少数株主持分がある¹²。最終規則は標準的手法行に対して自己資本から AOCI を除外するオプションを与えている。その理由として、時価変動に伴って自己資本が変動すると、標準的手法行が資本計画を策定し ALM を行うことが困難になることを挙げている。この点は、日本のバーゼルⅢ国内基準と同様の措置である¹³。また、従業員の自社株式保有プランである ESOP（Employee Stock Ownership Plan）のために発行され信託されている普通株式も CET1 に含まれる。

2. その他 Tier1、Tier2

最終規則はバーゼルⅢテキストを踏まえて、その他 Tier1（additional Tier1）、Tier2 の資本算入要件を定めている¹⁴。例えば、その他 Tier1 については、ステップアップその他の償還インセンティブを付さないこと、配当停止について常に完全な裁量権をもっていることが定められており、Tier2 の資本算入の要件として、期限前償還のインセンティブを与えるような条件を付してはならないことが規定されている。

ただし、米国独自の規定も含まれている。バーゼルⅢテキストは負債性資本調達手段（ハイブリッド証券）の資本算入要件として、一定の自己資本比率を下回った場合にエクイティへの転換または元本の削減を図る仕組みを備えるように求めており、一定要件を満

¹² CET1、その他 Tier1、Tier2 の少数株主持分等（minority interest）は、基本的にバーゼルⅢテキストの規定を踏まえたものとなっている。

¹³ 日本のバーゼルⅢ国内基準では、その他有価証券評価損益、土地再評価差額等はコア資本に考慮しないことが定められている。

¹⁴ ただし、現行ルールに基づく Tier1 適格資本、Tier2 適格資本のうち、2008 年金融経済安定化法（Emergency Economic Stabilization Act of 2008）の下、2010 年 10 月 4 日以前に発行されたもの、2010 年小規模事業援助法（Small Business Jobs Act of 2010）の下で発行されたものに関しては、その他 Tier1 および Tier2 への資本算入が認められている。

たすゴーイング・コンサーン CoCo をその他 Tier1 に計上することを認めている¹⁵。これに対して最終規則は、損失吸収力の向上の観点から、その他 Tier1 資本商品を米国会計基準の下でエクイティに区分されるものに限定しており、そのため、非累積的永久優先株式はその他 Tier1 として認められるが、会計上は負債に区分されるハイブリッド証券はその他 Tier1 に算入できない。従来は Tier1 算入が可能であったトラスト型優先証券 (trust preferred securities; TruPS) や累積的永久優先証券をその他 Tier1 に算入することができないだけでなく、CoCo についてもその他 Tier1 への算入は認められていない¹⁶。

また、バーゼル委員会はバーゼルⅢテキストとは別に、実質破綻時 (at point of non-viability) に自己資本の損失吸収力を確保するための最低要件を 2011 年 1 月に提示している¹⁷。その他 Tier1 および Tier2 に関する PONV 条項である。すなわち、バーゼル委員会はその他 Tier1 と Tier2 に該当する資本商品を対象に、一定のトリガー事由が発生した場合に当局の裁量の下で元本削減またはエクイティ転換が実施されることを定めた契約条項を発行条件に含むことを求めている¹⁸。ただし、母国において、①トリガー事由発生時にその他 Tier1 および Tier2 の元本が削減されること、または、②納税者が損失に晒される前にその他 Tier1 および Tier2 が完全に損失吸収する法令が施行されている場合には、PONV 条項を発行条件に含めなくてもよいことになっている。

最終規則は、その他 Tier1 および Tier2 の資本算入要件として PONV 条項を求めている。最終規則はその理由として、ドッド・フランク法第 2 章に定める預金取扱機関以外の金融機関 (銀行持株会社を含む) を対象とする破綻処理制度の下で、株主および債権者が破綻金融機関の損失を負担することになっており、預金取扱機関の破綻処理に関する連邦預金保険法 11 条も同様の措置を講じていることを挙げている¹⁹。また、連邦倒産法の下、規制資本商品は倒産手続において無担保シニア債権者が有する債権よりも前に損失を吸収することが指摘されている。

バーゼル委員会は、その他 Tier1 や Tier2 の発行条件の中で PONV 条項を規定しない場合には、関係法令の下で損失を被る可能性がある旨を開示することを求めている。そこで、最終規則は、適用日以降に発行されたその他 Tier1 および Tier2 に該当する資本商品に関しては、レシーバシップ、倒産手続、清算手続等が適用された場合、それらの資本商品の

¹⁵ バーゼルⅢの Q&A では、元本削減や転換のトリガーの最低要件として CET1 比率 5.125% を定めている。

¹⁶ なお、地域経済の融資面で重要性を有するコミュニティ・バンクについては、新たに資本商品を発行して資本調達を行うことが難しいことを考慮して、2009 年 12 月末時点で連結総資産 150 億ドル未満の銀行持株会社が発行した非適格 Tier1 資本商品 (TruPS および累積永久優先株式) の恒久的な資本算入を認めている。

¹⁷ Basel Committee on Banking Supervision, "Basel Committee Issues Final Elements of the Reforms to Raise the Quality of Regulatory Capital," Press Release, Ref no: 03/2011, 13 January 2011. その概要に関しては、小立敬、磯部昌吾「バーゼルⅢ：自己資本の損失吸収力に関する最低要件」『野村資本市場クォーターリー』2011 年春号を参照。

¹⁸ トリガー事由は、①元本削減がなければ銀行が存続不可能になるとして元本削減が必要であると関係当局が決定した場合、②公的セクターによる資本注入もしくはそれと同等の支援がなければ銀行が存続不能になるとして当該支援が関係当局によって決定された場合のうちいずれか早く発生したものと規定されている (前掲注 17)。

¹⁹ また、ドッド・フランク法の破綻処理手続においては、存続不能な状況となったことに対する経営責任が求められること、FDIC その他の当局は所有権や責任に照らして資本商品の保有者、執行役員、取締役等に損失を負担させる必要かつ適切な措置を講じることを挙げている。

保有者は、米国政府が有する権利に対して完全に劣後することを契約、公募書類、目論見書の中で開示することを要求している。ただし、開示が求められるのは先進的手法行だけであって、標準的手法行は求められていない。

3. 控除項目、調整項目

自己資本の控除項目についてもバーゼルⅢテキストとの調和が図られている。最終規則は CET1 からの控除項目として、以下の項目を定めている。

- ❖ モーゲージ・サービシング・アセット (MSA) を除く無形資産
- ❖ 純損失および税額控除繰越から生じる繰延税金資産
- ❖ 証券化エクスポージャーに係る資本の増加 (gain-on-sale)
- ❖ 銀行持株会社の確定給付年金 (DB) に係るネット年金資産
- ❖ 先進的手法における適格引当金を上回る期待信用損失の額
- ❖ 金融子会社 (financial subsidiary) へのエクイティ投資²⁰

一方、自己資本の調整項目としては、バーゼルⅢテキストを踏まえて、金融機関の資本の相互の持合 (reciprocal cross holdings)、重大な投資 (significant investment)、重大な投資以外の投資 (non-significant investments) に関する資本控除、いわゆるダブルギアリング等が規定されている。まず、ダブルギアリング等の対象金融機関として、銀行持株会社、貯蓄金融機関持株会社、FRB 監督ノンバンク金融会社、預金取扱機関、外国銀行、信用組合、保険会社、証券持株会社、証券会社、先物取引業者、指定金融市場ユーティリティ等が挙げられている²¹。

そして、金融機関の資本の相互の持合については、スワップ、交換、その他相互に資本商品を保有することを意図する公式または非公式の取極め (arrangement) によって相互に資本を保有している場合、バーゼルⅢテキストに則って、対応控除方式 (corresponding deduction approach) を用いて他の金融機関への資本投資を CET1、その他 Tier1、Tier2 から控除することを定めている²²。

また、連結対象外の金融機関の資本に対する重大な投資以外の投資として、連結対象外の金融機関が発行する発行済普通株式の 10%未満の投資の場合については、個々の資本投資を合計して CET1 の 10%を超過する場合には、バーゼルⅢテキストを踏まえて対応控除方式を用いて CET1、その他 Tier1、Tier2 から資本控除しなければならない。

²⁰ バーゼルⅢに基づく控除項目ではなく、グラム・リーチ・ブライリー法の要請によるもの。

²¹ FRB 監督ノンバンク金融会社とは、ドッド・フランク法において導入された区分であり、金融安定監督カウンシル (FSOC) によってシステム上重要であると認定されたノンバンク金融会社は、FRB の監督下に置かれ、厳格なブルーデンス規制が課されることになっている。また、指定金融市場ユーティリティとは、FSOC がシステム上重要であると認定した取引所等を指す。

²² 対応控除方式とは、資本商品が属する資本のコンポーネント (CET1、その他 Tier1、Tier2) から資本控除を図る方法であり、特定のコンポーネントにおいて資本の額よりも控除する額が多い場合には、上位のコンポーネントから不足額の控除が行われる。

一方、重大な投資、すなわち非連結金融機関の発行済普通株式の10%超の投資の場合については、バーゼルⅢテキストと同様、普通株式とその他の資本商品とで対応が異なる。普通株式以外の資本商品の場合は対応控除方式によって控除される。一方、普通株式の場合には、一時差異から生じる繰延税金資産の額、モーゲージ・サービシング・アセットとともに、それぞれの項目がCET1の10%を超過した場合にCET1からの資本控除が発生することになる²³。また、これらの3つの項目を合計してCET1の15%を超えた場合にもCET1からの控除が生じる。

ダブルギアリング等に関しては、ショート・ポジションとのネットティングが認められており、ネット・ロング・ポジションを控除することになる²⁴。また、ダブルギアリング等では、直接的なエクスポージャーだけでなく、シンセティック・エクスポージャーや間接的なエクスポージャーも考慮しなければならない。さらに、引受に係るポジションについては5営業日以内のポジションは対象外となっている。これらの扱いはいずれもバーゼルⅢテキストに準じたものである。また、バーゼルⅢテキストと同様、自己株式等の自己の資本商品を保有している場合も資本控除が発生する。

4. 段階適用

最終規則は、規制資本の最低基準、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファに加えて、自己資本の控除・調整項目、非適格資本商品に関するバーゼルⅢテキストを考慮した移行期間が設けられている（図表4）。

図表4 移行期間における資本控除、グランドファザリングの掛け目

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
控除項目	のれん	100%								
	一時差異以外の繰延税金資産									
	証券化エクスポージャーの資本増加									
	DB年金資産	20%	40%	60%	80%	100%				
	適格引当を超過する期待信用損失 無形資産(のれん、MSA以外)									
調整項目	自己の信用リスクに係る負債評価差額	20%	40%	60%	80%	100%				
	その他包括利益累計額(AOCI)	80%	60%	40%	20%	0%				
	少数株主持分等									
非適格資本	銀行持株会社	50%	25%	0%						
	銀行	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%

(注) 網掛け部分は完全適用を表す。

(出所) 最終規則より野村資本市場研究所作成

²³ CET1 から控除されないモーゲージ・サービシング・アセット、一時差異に係る繰延税金資産に対しては、標準的手法の場合、リスク・アセットは250%となる。なお、モーゲージ・サービシング・アセットは、他者が保有するモーゲージ・ローンにサービシングを提供して手数料を得る契約上の権利を指す。

²⁴ バーゼルⅢテキストと同様、同一銘柄の間のネットティングのみが認められており、ロング・ポジションとショート・ポジションのマチュリティが一致しているか、ショート・ポジションの残存期間が最低1年以上である場合にネットティングが認められる。

最終規則の適用前に発行された Tier1 および Tier2 の資本商品で最終規則の要件を満たさない非適格資本商品については、銀行（子会社）にはバーゼルⅢテキストと同様のグラントファザリングが手当てされる一方で、銀行持株会社の場合はバーゼルⅢテキストとは異なる掛け目が設けられており、2014年に50%、2015年に25%、2016年に0%となっている²⁵。

IV 標準的手法の概要

最終規則が定める米国の標準的手法をバーゼルⅡの標準的手法と比べた場合の最大の特徴は、ドッド・フランク法 939A 条が外部格付の参照を禁止しているため、各種エクスポージャーの算定において外部格付の利用が排除されていることである。また、米国の標準的手法では、バーゼルⅢテキストが求める CVA（credit valuation adjustment）の資本賦課が行われていない。

リスク・アセットは一般に、オンバランスの資産に関してはカウンターパーティやプロテクション提供者、担保に応じたリスク・ウエイトによって決定され、オフバランス項目については、①クレジット・コンバージョン・ファクター（CCF）を乗じて与信相当額を算定するか、②リスク・ウエイトを乗じて与信相当額を算定する。先進的手法行を含むすべての銀行組織は、2015年1月1日から標準的手法に基づいてリスク・アセットを算定することが求められる。

1. 一般信用リスクのリスク・ウエイト

一般信用リスク・エクスポージャーは、オンバランスのエクスポージャー（清算取引（cleared transaction）、CCP のデフォルト・ファンド、証券化エクスポージャー、エクイティ・エクスポージャーを除く）、OTC デリバティブ契約のエクスポージャー、オフバランスのコミットメント、貿易等に関する偶発債務、保証、レポ取引、L/C、先渡契約等を含む。オンバランスのエクスポージャーは一般に米国会計基準の下で決定される帳簿価額で算定される。

a) ソブリン等のエクスポージャー

最終規則は米国の政府、中央銀行、政府機関向けのエクスポージャー、米国の政府、中央銀行、政府機関から無条件で保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトを0%とする一方、米国の政府、中央銀行、政府機関による条件付保証のリスク・ウエ

²⁵ ただし、先進的手法を採用する銀行持株会社については、2014年および2015年は50%、25%という掛け目によって Tier1 に算入できなくなった非適格資本商品を Tier2 に算入できる。2016年以降は Tier1 算入額はゼロとなるが、銀行を対象とする掛け目を乗じた額を Tier2 に算入することが可能である。一方、標準的手法を採用する銀行持株会社の場合は、Tier1 に算入できなくなった非適格資本商品については期限を設けずに Tier2 に組入れることを認めている。

イトを 20%としている。また、GSE に対しては 20%のリスク・ウエイトが設定されている。

米国以外のソブリン・エクスポージャーの計測の際は、外部格付の代替として OECD の CRC (Country Risk Classification) を利用し、CRC のカテゴリー (0~7) に対応するリスク・ウエイトを適用することになる²⁶ (図表 5)。ただし、OECD は最近、所得の高い OECD 加盟国 (日本を含む)、ユーロ圏加盟国を対象とする CRC のレビューやカテゴリー分けを行っていない。そこで最終規則は、OECD 加盟国で CRC がない場合のリスク・ウエイトを 0%、非 OECD 加盟国で CRC がない場合にはリスク・ウエイト 100%と定めている²⁷。

また、米国の預金取扱機関のエクスポージャーにはリスク・ウエイト 20%が設定される一方、外国銀行に対するエクスポージャーの場合は母国の CRC を利用してリスク・ウエイトを適用することになる²⁸ (図表 6)。一方、州や地方政府、その他の政府系機関を含む米国の公共法人 (PSE) 向けエクスポージャーについては、一般財源保証債には 20%、特定財源債 (レベニュー債) には 50%のリスク・ウエイトが割当てられている。外国 PSE の場合は一般財源保証債と特定財源債に分けて CRC を利用してリスク・ウエイトを設定している。

b) 事業法人向けエクスポージャー

事業法人向けエクスポージャーに関してバーゼルⅡは、外部格付に応じて 20%から 150%までのリスク・ウエイトを割当てていた。一方、ドッド・フランク法が外部格付の利用を禁じていることから、最終規則の事業法人向けエクスポージャーではリスク・ウエイトの細分化が図られておらず、すべてのエクスポージャーに 100%のリスク・ウエイトが適用される。すなわち、米国の事業法人向けエクスポージャーはバーゼルⅠベースのままである。

図表 5 ソブリン・エクスポージャーのリスク・ウエイト

		リスク・ウエイト
CRC	0~1	0
	2	20
	3	50
	4~6	100
	7	150
OECDメンバー国でCRCがない場合		0
非OECDメンバー国でCRCがない場合		100
ソブリン・デフォルト		150

(出所) 最終規則より野村資本市場研究所作成

²⁶ <http://www.oecd.org/tad/xcred/cre-crc-current-english-rev1.pdf>.

²⁷ ソブリン債務危機が深刻化した国の中でもリスク・ウエイトは異なる。ギリシャは OECD 加盟国であるためリスク・ウエイトは 0%であり、キプロスは非 OECD 加盟国であるためリスク・ウエイトは 100%である。

²⁸ 証券会社にはこれまで 20%のリスク・ウエイトが設定されていたが、最終規則では 100%に上げられる (Davis Polk, "U.S. Basel III Final Rule: Visual Memorandum," July 8, 2013, p47)。

図表 6 外国銀行向けエクスポージャーのリスク・ウエイト

		リスク・ウエイト
CRC	0~1	20
	2	50
	3	100
	4~7	150
OECDメンバー国でCRCがない場合		20
非OECDメンバー国でCRCがない場合		100
ソブリン・デフォルト		150

(出所) 最終規則より野村資本市場研究所作成

c) 住宅モーゲージ・エクスポージャー

住宅モーゲージに関しては、一定の要件を満たす第一順位抵当付 (first lien) のエクスポージャーにはリスク・ウエイト 50%が割当てられており、その他の住宅モーゲージ・エクスポージャーに対しては 100%のリスク・ウエイトが設定されている。また、商業不動産エクスポージャーのうちボラティリティの高いものについては、150%のリスク・ウエイトが与えられている。

d) オフバランス・エクスポージャー

バーゼルⅡと同様、オフバランス項目のエクスポージャーは、与信相当額を算定するためにクレジット・コンバージョン・ファクター (CCF) という掛け目を乗じて算出する。例えば、銀行が無条件でキャンセルできるコミットメントの未利用枠に対して適用する CCF は 0%となっている。これに対して、無条件でキャンセルできないコミットメントのうち、当初満期が 1年未満のものについては 20%、1年超のものには 50%の CCF が設定されている。一方、保証、オフバランスのレポ取引、オフバランスの証券貸借取引等については 100%の CCF が適用される。

e) OTC デリバティブ・エクスポージャー

OTC デリバティブ・エクスポージャーの算定は、バーゼルⅡのカレント・エクスポージャー方式 (CEM) を踏まえたものとなっている。バーゼルⅡで採用が認められている内部モデル方式 (IMM) は、先進的手法では認められるものの、標準的手法においては採用されていない。なお、エクイティ・デリバティブに関しては、エクイティ・エクスポージャーとして計測される。

具体的には、有効なマスター・ネットリング契約の適用のない OTC デリバティブと、有効なマスター・ネットリング契約の下に置かれる OTC デリバティブとでエクスポージャーの計測方法は異なる。前者のエクスポージャーはカレント・エクスポージャーに対してポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをアドオンした額と

なる²⁹。一方、後者のエクスポージャーについては、ネット・カレント・エクスポージャーに、調整後のポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを集計した額をアドオンした額となる³⁰。なお、OTC デリバティブが金融担保によって保全されている場合には、後述の信用リスク削減効果を認識してエクスポージャーを算定することができる。

f) 清算取引に係るエクスポージャー

金融危機後に G20 の下で進められている金融制度改革では、OTC デリバティブ市場や SFT 市場の安全性と健全性の向上を目的として、市場の透明性、マルチラテラル・ネットリングおよび担保要件の強化を図り、清算機関（central counterparties; CCP）を通じて取引の集中清算（central clearing）を図るインセンティブ付けが行われている。

バーゼル委員会は 2012 年 7 月にバーゼル II の追加改正を図るため、銀行の CCP に対するエクスポージャーに係る資本の扱いに関する暫定的フレームワークを示した³¹。例えば、国際決済銀行（BIS）の支払決済委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）が策定する CPSS-IOSCO 基準を満たす CCP に対するエクスポージャーを対象に、一定の要件を満たす場合にはより低い 2% のリスク・ウエイトを設定している。

最終規則はバーゼル委員会の暫定的フレームワークを踏まえて、デリバティブおよびレポ形式（repo-style）の取引を対象に、清算取引のエクスポージャーについてリスク・アセットの算定方法を定めている。具体的には、適格 CCP（QCCP）に対するメンバー行のエクスポージャーについては、バーゼル委員会の暫定的フレームワークと同様、一定の要件を満たすものには 2%、満たさないものには 4% のリスク・ウエイトとしている。また、メンバー行の顧客のエクスポージャーに関しては、暫定的フレームワークを踏まえて、メンバー行やメンバー行のその他の顧客の破綻または同時破綻によって生じる損失から保護されていること等の一定要件を満たすエクスポージャーのリスク・ウエイトを 2% に設定している。その他、CCP のデフォルト・フェイルドへのエクスポージャーに係るリスク・アセット等を定めている。

g) 信用リスク削減措置

エクスポージャーの計測の中で信用リスクの削減効果を認める信用リスク削減措置

²⁹ カレント・エクスポージャーは、デリバティブ契約の公正価値とゼロの大きい方の値となる。一方、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは、規定のマトリクスに定められるコンバージョン・ファクターを想定元本に乗じて計算される。

³⁰ ネット・カレント・エクスポージャーは、個々の OTC デリバティブ契約の正と負の公正価値をすべて集計した額とゼロの大きい方の額となる。調整後のポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは、バーゼル II と同様、 $A_{net} = (0.4 \times A_{gross}) + (0.6 \times NGR \times A_{gross})$ で計算される。ここで、 A_{gross} とは、グロスのポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーであり、NGR（net-to-gross ratio）とは、有効なネットリング契約下にある取引のネット・カレント・エクスポージャーをグロス・カレント・エクスポージャーの値で除したものを指す。

³¹ Basel Committee on Banking Supervision, “Capital Requirements for Bank Exposures to Central Counterparties,” July 2012.

(credit risk mitigation; CRM) もバーゼルⅡ ベースとなる。最終規則は、保証や適格クレジット・デリバティブに適用する置換方式 (substitution approach) と、担保付取引の CRM として簡便方式 (simple approach) または担保へアカット方式 (collateral haircut approach) を規定している。

適格保証および適格クレジット・デリバティブの信用リスク削減効果については、プロテクション提供者に係るリスク・ウェイトをエクスポージャーのリスク・ウェイトに置換することで認識される (置換方式)。適格保証や適格クレジット・デリバティブによって完全にカバーされているものについては、置換されたプロテクション提供者のリスク・ウェイトによってヘッジ・エクスポージャーを算定できる。一方、部分的なカバーである場合には、保全部分と非保全部分の 2 つのエクスポージャーに分けて認識し、保全部分のエクスポージャーにはプロテクション提供者のリスク・ウェイトが適用される。

担保付取引については、最終規則は簡便方式と担保へアカット方式を定めている。簡便方式では、担保に割当てられたリスク・ウェイトに基づいて、金融担保の時価で保全されたエクスポージャーの部分にリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、エクスポージャーのうち担保付の部分のリスク・ウェイトは原則として 20% を下回ってはならない。一方、日次ベースで時価評価され、日次のマージン規制の適用を受けている OTC デリバティブについては、現金担保の場合にはリスク・ウェイトを 0% とし、0% のリスク・ウェイトが割当てられているソブリン・エクスポージャーによって担保されている場合には 10% のリスク・ウェイトを割当てることができる。

一方、担保へアカット方式は、マージン・ローン、レポ形式の取引、担保付デリバティブ、それらのネットティング・セットに係る金融担保の信用リスク削減効果を認識するものとされており、標準化された当局設定へアカット (standard supervisory haircut) または自行推計へアカット (own internal estimates for haircut) を適用することが認められている。なお、当局設定へアカットにおいても外部格付は用いられていない。

2. 証券化エクスポージャー

ドッド・フランク法が外部格付の利用を禁じているため、最終規則は証券化エクスポージャーについても外部格付を利用せずにリスク・ウェイトを割当てする方法を定めている。具体的には、①先進的手法における指定関数方式 (supervisory formula approach; SFA) を簡素化した簡易指定関数方式 (simplified supervisory formula approach; SSFA) と、②バーゼル規制の市場リスクの枠組みの適用を受けない銀行が選択できるグロス・アップ方式である。

SSFA は、裏付資産のエクスポージャーに関して標準的手法を用いて算定した所要資本の加重平均値に裏付資産のクレジットの質を加味し、証券化エクスポージャーのアタッチ

メント・ポイントおよびディタッチメント・ポイントを踏まえたフォーミュラによって、20%から 1,250%までのリスク・ウェイトを割当てる方式である³²。この方式は、バーゼル委員会が 2012 年 12 月に公表した証券化フレームワークの見直しに関する市中協議文書の中でも取り上げられている³³。SSFA は、リスクの高いジュニア・トランシェにより多くの資本を割当て、シニア・トランシェに相対的に低い資本を要求するとともに、当局が設定するパラメータによってクリフ効果 (cliff effect) を抑制するように設定される。一方、十分なデータが確保できない場合には、1,250%のリスク・ウェイトを適用しなければならない。

一方、グロス・アップ方式は、証券化エクスポージャーのシェア、信用補完の額、エクスポージャーの額、裏付資産のエクスポージャーのリスク・ウェイトの加重平均を利用してリスク・ウェイトを算定する方式である。バーゼル規制の市場リスクの枠組みの適用を受ける銀行は当該方式を採用できない。

3. エクイティ・エクスポージャー

標準的手法のエクイティ・エクスポージャーについては、上場株式は 300%、非上場株式は 400%、投資会社向けのエクイティ・エクスポージャーには 600%のリスク・ウェイトが設定されている³⁴。バーゼルⅡの標準的手法ではリスク・ウェイトは 100%であり、先進的手法並みの水準となっている。ヘッジが有効な部分のリスク・アセットは 100%である。また、投資ファンドに対するエクイティ・エクスポージャーに関しては、ルック・スルーを要求している。

V 先進的手法の主な改正点

最終規則によって改定される先進的手法は、一定の証券化エクスポージャーに係るリスクベース資本の賦課の強化を図るバーゼル 2.5 に加えて、バーゼルⅢテキストを踏まえたものとなっている³⁵。金融危機によってバーゼルⅡのカウンターパーティ・リスクに関する枠組みが十分ではないことが明らかになったため、バーゼルⅢはカウンターパーティ・リスクに十分に対応するように修正している。最終規則は、ドッド・フランク法 939A 条を踏まえて外部格付の参照を排除しつつ、バーゼルⅢテキストとの調和を図るように先進的手法の改正を行っている。

³² 証券化エクスポージャーのアタッチメント・ポイントとは、各トランシェで毀損が生じる累積損失率を表し、ディタッチメント・ポイントはトランシェが全損する水準を表す。

³³ Basel Committee on Banking Supervision, “Revisions to the Basel Securitisation Framework,” Consultative Document, December 2012.

³⁴ その他のエクイティ・エクスポージャーに関しては、ソブリン向けは 0%、PSE 向けは 20%、重大な投資以外の投資は 100%、資本控除されない重大な投資は 250%のリスク・ウェイトが割当てられている。

³⁵ バーゼル 2.5 の改定については、Basel Committee on Banking Supervision, “Enhancements to the Basel II Framework,” July 2009 を参照。

1. カウンターパーティ・リスクに係る資本賦課の強化

最終規則は金融担保の範囲の見直しを図っている。まず、バーゼルⅢテキストと同様、金融担保の定義から再証券化商品を除外したほか、投資適格（investment grade）ではない債務証券も金融担保の定義から除外しており、デフォルト時エクスポージャー（EAD）の調整の際にこれらの商品を使って信用リスク削減効果を得ることをできなくしている。

また、当局設定へアカットの修正も行っている。他の種類の金融担保と比較して証券化エクスポージャーのボラティリティが高いことから、バーゼルⅢテキストを踏まえてEADの調整の際のへアカットを上げるとともに、ドッド・フランク法が外部格付の参照を禁じているため、他の金融担保も含めて外部格付を利用しない新たな当局設定へアカットを提示している。

さらに、相互関連性を有する大規模金融機関の信用価値は、金融危機の結果として共通のリスク・ファクターに対してセンシティブであり、相互に相関を有することが明らかになったことから、バーゼルⅢテキストは金融機関向けエクスポージャーの資産相関係数として1.25倍を乗じることを求めている。最終規則は、バーゼルⅢテキストに基づいて、①連結総資産1,000億ドル超の規制金融機関、②収入の多くが金融業務から発生する非規制金融機関のエクスポージャーに関しては、資産相関係数1.25倍を乗じることを要求している。

2. CVA変動リスクに対する資本賦課

金融危機の際のカウンターパーティ・リスクに関わる損失のうちその3分の2がCVAの評価に伴う損失であった。バーゼルⅡの枠組みではデフォルト・リスクと信用遷移リスクは考慮されていたものの、CVAの時価変動に伴うリスクは考慮されていなかった。そこで、バーゼルⅢテキストは新たにCVAの時価変動リスクに対して資本賦課を求めている。

最終規則はバーゼルⅢテキストを踏まえて、カウンターパーティの信用スプレッドの変化に伴う全社的なCVAの潜在的な増加分をリスク・アセットに反映させている。標準化方式（simple CVA approach）とIMMの承認を受けた銀行が選択できる先進的方式（advanced CVA approach）を利用して、CVA資本規制としてOTCデリバティブのポートフォリオに係るリスク・アセット（ K_{CVA} ）の算定を求め、リスクベース資本規制における資本賦課を要求している。ただし、外部格付を参照していない点がバーゼルⅢテキストとは異なる。

3. 誤方向リスク

金融危機の結果、大規模金融機関の相互関連性が認識されたことから、バーゼルⅢテキストは、内部モデル方式（IMM）においてエクスポージャーと取引相手のデフォルト確

率が同時に上昇するリスクとして、誤方向リスク（wrong-way risk）の認識と取扱いの強化を図っている。

最終規則はバーゼルⅢテキストの要請を受けて、ストレス・テストやシナリオ分析を含め、誤方向リスクを特定、モニター、コントロールするためのリスク管理手続の強化を求めている。また、カウンターパーティと取引に係る担保の発行者、またはカウンターパーティと取引の参照資産が関係会社であった場合あるいは同じエンティティである場合には特定の誤方向リスクとして、それを有する IMM エクスポージャーを特定したときは自己のネットティング・セットとして扱うことを求めている。銀行組織が OTC デリバティブ取引、レポ形式の取引、マージン・ローンにおいて特定の誤方向リスクが存在することを認識した場合には、IMM を適用していたとしても、カウンターパーティのデフォルト確率（PD）およびデフォルト時損失率（LGD）を 100 にすることを求めている。

VI レバレッジ規制に関する新たな提案

最終規則の公表にあわせて FRB および FDIC、OCC は、大規模で相互連関性を有する米国のシステム上重要な金融機関（SIFIs）を対象にバーゼルⅢベースの追加的レバレッジ比率に 2%のレバレッジ・バッファーを上乗せする新たなレバレッジ規制の規則提案を明らかにした。バーゼルⅢテキストはレバレッジ規制をリスクベース資本規制の補完として位置づけているが、米国は損失吸収力を確保するための重要な資本規制として捉えている。

規則提案は、新たなレバレッジ規制の提案を行った背景として、ドッド・フランク法 165 条が連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社および FRB 監督ノンバンク金融会社を対象に、厳格なプルーデンス規制を課すことを求めており、その中にレバレッジ規制が含まれていることを挙げる。また、新たなレバレッジ規制の対象となる銀行持株会社については、金融危機前の 2006 年の時点でその半数が追加的レバレッジ比率 3%の水準をすでに満たしており、残りについても 3%の近傍にあったと推計している。最終規則は、追加的レバレッジ比率として最低基準 3%の水準だけを SIFIs に求めても、危機以前に積み上がった SIFIs のレバレッジを抑制する効果がないことを指摘している。

さらに、トゥー・ビッグ・トゥ・フェイル（TBTF）の議論の再燃も背景にある。米国 SIFIs は危機以前に比べてむしろ規模を拡大している中で、JP モルガン・チェースの巨額損失の問題が生じ、また、LIBOR の不正操作の問題が国際的に明らかになったことから、米国議会を中心に TBTF の議論が再び行われている。ドッド・フランク法では TBTF の問題を終わらせることができないとして、大規模な銀行にレバレッジ比率 15%を要求するブラウン・ヴィッター法案やグラス・スティーガル法の復活を図るマケイン・ウォーレン法案が議会に提出されている。こうした議会の活発な動きに対して、銀行当局は新たな規制措置を講じるのではなく、あくまでもドッド・フランク法の厳格な適用を進める姿勢である。

規則提案が提示した新たなレバレッジ規制は、連結総資産 7,000 億ドル以上または顧客

資産 10 兆ドル以上の銀行持株会社を対象とするものである³⁶。具体的には、JP モルガン・チェース、シティグループ、バンク・オブ・アメリカ、ウェルズ・ファーゴ、ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレー、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ステート・ストリートが対象になる³⁷。新規制は、資本保全バッファと同様、対象の銀行持株会社に対して追加的レバレッジ比率 3%にレバレッジ・バッファとして 2%の上乗せを求める。レバレッジ・バッファが 2%を下回る場合には、資本保全バッファと同じ仕組みで、剰余金処分および経営幹部のボーナスの支払いが制限されることになる³⁸。

一方、規制資本ルール最終規則は、従来からの早期是正措置（PCA）を改定した（図表 7）。預金保険対象機関（IDI）が追加的レバレッジ比率 3%を下回る場合には PCA を適用することを明らかにする一方で、最終規則は PCA のカテゴリーにおける自己資本充実（well-capitalized）の基準を定めていない。そこで、規則提案は対象会社傘下の銀行子会社が自己資本充実と認定される基準として、追加的レバレッジ比率 6%の水準を設定している³⁹。

規則提案はレバレッジ・バッファおよび自己資本充実の基準に関しては、最終規則の移行期間を踏まえて 2018 年 1 月 1 日に開始することを提案している。

図表 7 最終規則の PCA と新たなレバレッジ規制

PCAのカテゴリー	リスクベース資本規制			レバレッジ規制		
	総資本比率	Tier1比率	CET1	Tier1レバレッジ比率	追加レバレッジ比率	対象会社のIDI子会社の追加レバレッジ比率
自己資本充実	10%以上	8%以上	6.5%以上	5%以上	—	6%以上
自己資本適正	8%以上	6%以上	4.5%以上	4%以上	3%以上	3%以上
自己資本不足	8%未満	6%未満	4.5%未満	4%未満	3%未満	3%未満
相当の自己資本不足	6%未満	4%未満	3%未満	3%未満	—	—
重度の自己資本不足	2%以下 (有形資本対総資産比率)			—	—	—

(出所) 規則提案より野村資本市場研究所作成

³⁶ 規則提案は、バーゼル委員会が指定した G-SIBs は連結総資産 7,000 億ドルまたは顧客資産 10 兆ドルの水準を超えているとしており、G-SIBs の規模を考慮していることが示唆される。

³⁷ “3-Big US Banks Face Tougher Lending Rules than Global Rivals,” *Reuters*, Jul 9, 2013.

³⁸ なお、レバレッジ・バッファの剰余金処分や経営幹部の変動賞与の支払いの制限については、資本保全バッファやその他の監督規制上の措置とは独立に適用される。

³⁹ PCA のカテゴリーには、①自己資本充実の他に、②自己資本適正（adequately capitalized）、③自己資本不足（undercapitalized）、④相当の自己資本不足（significantly undercapitalized）、⑤重度の自己資本不足（critically undercapitalized）がある。従来はリスクベース資本 10%以上かつ Tier1 リスクベース資本 6%以上、レバレッジ比率 5%以上の要件を満たすと自己資本充実として認められることとなり、その場合は FDIC によるいかなる PCA 措置の対象にもならない。

VII 今後の留意点

規制資本ルール最終規則が固まったことで、米国がバーゼルⅢを適用することが明らかになった。最終規則は概ねバーゼルⅢテキストを踏まえたものであるが、バーゼルⅢテキストと比べた場合、①ドッド・フランク法の要請から外部格付を参照していないこと、②先進的手法行であっても標準的手法でリスク・アセットを算定することが求められること、③その他 Tier1 に CoCo が算入できないこと、④バーゼルⅢベースのレバレッジ比率は先進的手法行のみであり、さらに米国 SIFIs にはレバレッジ・バッファーという米国独自の枠組みが適用される方針であることが重要な相違点である。

銀行当局は、現時点で最終規則を完全適用したとしても預金取扱機関の 95%以上は最低基準とバッファーの水準をすでに満たしていると推測しており、バーゼルⅢの適用によって自己資本不足に陥る可能性は小さく、バーゼルⅢの適用は比較的円滑に進むことが想定される。ただし、米国 SIFIs については特に留意すべき点がある。まず、先進的手法行であっても標準的手法で算定したリスク・アセットが採用される可能性がある。また、銀行当局はバーゼルⅢベースのレバレッジ比率に関して、2006年時点で米国 SIFIs の半数は 3%の水準を満たしていたとするが、バーゼル委員会によるレバレッジ比率の見直しの影響を受けるおそれがある⁴⁰。例えば、レポおよびリバース・レポに関する会計上のネットティングが認められなければ、分母のエクスポージャーが拡大する可能性がある。また、クレジット・デリバティブのプロテクションの売却は想定元本を考慮することになるため、その分だけエクスポージャーが膨らむという問題がある。

銀行当局の認識を前提とすれば、米国 SIFIs が現時点でバーゼルⅢに関する最終規則の適用には大きなハードルを抱えているようには窺われない⁴¹。もっとも、レバレッジ・バッファーの影響に加えて、米国 SIFIs に適用される資本サーチャージやシングル・カウンターパーティ・エクスポージャーを含む厳格なブルーデンス規制の適用について未だ明らかになっていないことがあるなど、米国の銀行規制の方向性を今後とも確認する必要がある⁴²。さらに、米国に進出している外国銀行にもいずれ最終規則のレバレッジ規制、リスクベース資本規制が適用されることとなる。現在、FRB が検討している外国銀行組織 (foreign banking organization) に対する新たな監督の枠組みとあわせて、どのようなレバレッジ規制、リスクベース資本規制が外国銀行に適用されるのか、注視が必要である。

⁴⁰ ロイターがアナリスト推計のレバレッジ比率の平均値を示しており、モルガン・スタンレーが 4.6%、シティグループが 5.1%、JP モルガン・チェースが 5.3%、ゴールドマン・サックスおよびバンク・オブ・アメリカが 5.7%、ウェルズ・ファーゴが 7.5%であることを指摘している（前掲注 37 を参照）。

⁴¹ FDIC のトーマス・ホーニグ副総裁は、バーゼルⅢ最終規則は銀行のバランスシートを強化するものにはならないとして、採択の際に反対票を投じている（前掲注 37 を参照）。

⁴² ベン・バーナンキ議長は、バーゼルⅢはフロアであってシーリングではない旨を発言している（“Fed Chairman Bernanke: Basel III rules ‘floor, not ceiling,’” *Bank Credit News*, July 23, 2013）。